

## 注 文 書

- 1 契約番号 2025001085
- 2 件 名 大崎市議会タブレット端末賃貸借
- 3 納品場所 大崎市古川七日町1番1号
- 4 期 間 令和8年4月1日～令和12年3月31日
- 5 別添書類 (1) 仕様書  
(2) 参考内訳書
- 6 担当部課 大崎市議会事務局

## タブレット端末賃貸借仕様書

- 1 事業名 大崎市議会タブレット端末賃貸借
- 2 目的 本業務は、大崎市議会において、議会・議員活動の活性化，議会運営の効率化，平時や災害時の連絡体制の強化を図ることを目的に電子データによるペーパーレス会議を実施するため，必要となるタブレット端末の賃貸借契約を行うもの。
- 3 賃貸借期間 令和8年4月1日から令和12年3月31日まで（48か月）  
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
- 4 事業の内容  
本事業の内容は，次の（1）から（4）の項目を一括して行うものとする。
  - （1）タブレット端末  
以下の仕様を全て満たすタブレット端末を提供すること。
    - ① OS  
iOSであること
    - ② ディスプレイサイズ  
13インチ以上であること
    - ③ データ通信方式  
セルラー及びWi-Fiに対応していること
    - ④ 内蔵メモリ容量  
128GB以上であること
    - ⑤ 台数  
30台
    - ⑥ 本体の色  
指定なし
    - ⑦ 付属品  
USB-Cケーブル及びUSB電源アダプタ

※参考品 iPad Air 13インチ (M3) Wi-Fi + Cellular : A3269

同等品による入札を認める。ただし，その場合は，別紙「物品調達における同等品による入札の取扱いについて」に基づき，必ず入札前に同等品の確認を受けること。

(2) 画面保護フィルム

① 枚数

30枚

② 仕様

納入するタブレット端末の専用フィルムであること。

映り込み防止，指紋及び気泡の軽減，ペーパーライクの製品であること。

(3) タブレット端末の通信回線

以下の仕様を全て満たすタブレット端末の通信回線を提供すること。

① セルラー通信方式

ア タブレット端末で利用可能なLTE及び5Gの通信規格に対応して，インターネットに接続できること。

イ 1回線当たり月5GB以上のデータ通信が，通信速度規制がかかることなく使用可能であること。

また，1回線当たり使用できるデータ量が上限に達した場合には，超過後は128kbps以上で通信が可能であること。

(4) モバイルデバイス管理サービス (MDM)

タブレット端末で必要となる管理及びセキュリティ対策として，以下の機能を有するモバイルデバイス管理サービス (MDM) を提供すること。

① 管理者機能

ア 管理者（大崎市議会事務局職員をいう。以下，同じ。）は，任意のWebブラウザを用いて，タブレット端末管理サービスの管理者機能を利用できること。

イ 管理者機能へのログインには，ID，パスワードに加え，ワンタイムパスワード等，3つ以上の要素での認証が可能であること。

ウ タブレット端末からSIMカードを取り出し，他のタブレット端末に挿入して使用された場合，本市の管理者がこれを把握することが可能であること。

② 管理機能

ア 盗難，紛失時に，本市の管理者の操作によりタブレット端末の位置情報を把握できること。

イ 盗難，紛失時に「タブレット端末」に対して，管理者の遠隔操作により画面ロックが出来ること。

ウ 盗難，紛失時に「回線」に対して，管理者の遠隔操作により利用停止及解除が出来ること。

エ 管理者が遠隔操作でタブレット端末を初期化（工場出荷時状態に戻す）することが出来ること。

オ 管理者の操作により管理対象端末へ一括してOSの更新，アプリケーションのインストール，アンインストールができること。

カ 管理者以外による新規アプリケーションのインストール及びアンインストールを禁止できること。

キ 管理者以外によるOSバージョンの更新の抑制ができること。

## 5 納品

以下に示す全ての作業を実施したうえで，所定の期限までに上記4を納品すること。

### (1) 運用設計

本市の担当職員と打合せを行い，上記4について，適切な運用設計を行うこと。

### (2) 初期設定

上記4について，(1)の運用設計に基づき，各タブレット端末の使用者が上記4の各要件に示すサービス，アプリケーションを，納品後すぐに利用できる状態にするため，以下に示すとおり初期設定等を行うこと。

- ① 各タブレット端末にアカウントを設定すること。
- ② ①のアカウントにより各タブレット端末のセットアップを行うこと。
- ③ 各サービス，アプリケーション及び本市が別に調達するペーパーレス会議システム，メッセージアプリ及び，その他，本市が指定するアプリケーションのインストールをし，タブレット端末機能の設定等を行うこと。
- ④ 本市が別に用意するWi-Fiアクセスポイントの設定情報を各タブレット端末に登録し，Wi-Fi接続が可能な状態とすること。
- ⑤ 各タブレット端末本体及びその個装箱には，本市が指定する個体を識別するためのラベルを貼付すること。
- ⑥ 上記4(2)画面保護フィルムを各タブレット端末の液晶面に貼付すること。

また，納品にあたっては，各タブレット端末の製造番号，電話番号に加え，それぞれに設定した，①に示すアカウント等の情報を記載した管理台帳を提出すること。

(3) 納入日は，令和8年3月中旬を目途とする。詳細は，契約時に決定する。また，キitting作業等に要する期間については，本市と相談の上決定する。

(4) 納入の際は，本市が指示した初期設定内容その他設定内容がわかる納品書を提出し，本市の検査を受けること。

(5) 納品場所

## 6 保守及びサポート

以下の保守の提供及びサポートを行うこと。

- (1) 管理者からのタブレット端末の利用又はトラブルに関する問い合わせに対応すること。  
対応時間は原則として、平日午前9時から午後5時までとする。
- (2) タブレット端末紛失及び盗難時は、管理者からの要請を受付け、利用状況の監視、遠隔によるロック・利用中断・初期化の対応を支援すること。
- (3) タブレット端末には、契約期間中、メーカー保証又は同等の製品保証サービスを付与すること。
- (4) 故障対応時は、故障端末の状況により、良品交換のほか、接続確認、必要なアプリケーションの設定等の初期設定等を実施すること。
- (5) 故障対応は、問い合わせを受けた時間から、原則48時間以内に対応すること。
- (6) 不具合等に係る調査及び対応作業を支援すること。
- (7) 機器、OS及びアプリケーション、通信機能に関するバージョンアップ情報、脆弱性情報、バグ、障害情報等の運用に必要な情報を提供し、対応作業を支援すること。

## 7 タブレット端末の補償

### (1) 補償範囲及び期間

契約期間中、以下の事象について補償を適用する。ただし、故意又は重過失の場合を除く。

- ① 水濡れ
- ② 全損
- ③ 紛失
- ④ 盗難
- ⑤ 破損
- ⑥ 故障

### (2) 代替タブレット端末及び修理完了タブレット端末

(1)の補償を適用したうえで納品する代替タブレット端末又は修理完了タブレット端末は、上記5(2)に示す初期設定状態以降のできる限り最新の状態に復元を行ったうえで納入すること。

ただし、上記を実施するに当たって必要となる認証情報の授受に不都合がある場合はこの限りではない。

## 8 請求及び支払方法

- (1) 月額費用は全回線分一括請求，毎月払いとし，請求書とあわせて，回線ごとに通信料金，タブレット端末代金及びデータ通信量が確認できる内訳明細を添付すること。回線（30回線）の月々の「請求内訳書」と「料金明細内訳書」のデータを，Webサイトを通じて無料で提供が可能であること。
- (2) 初期費用，付属品については，初回請求時にまとめて請求すること。
- (3) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は，月額料金に含めること。

## 9 賃貸借満了時の取り扱い

- (1) 本市は，タブレット端末の賃貸借期間満了後，受注者へ返却する。
- (2) 受注者は返却後，タブレット端末内のデータを消去し，データ消去証明書を提出すること。
- (3) 機器回収及びデータ消去に係る一切の費用は，受注者が負担すること。

## 10 賃貸人の要件

- (1) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条に規定された，総務大臣の登録を受け移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって，移動通信サービスにかかる無線局を賃貸人自ら開設，運用しているものであること。
- (2) 回線障害や発注者側の通信機器の障害等により通信障害が発生した場合は，速やかに障害回復するために，調査，原因追及，復旧を行うこと。

## 11 暴力団の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは，契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ，若しくは受託させてはならない。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，排除規則の措置要件に該当すると認められるときは，当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは，速やかに警察への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者へ報告すること。  
また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，暴力団員等から不当

要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められたときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

## 1.2 長期継続契約の該当について

本業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当するので、以下の点に留意すること。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

## 1.3 その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、次の関係法令を遵守すること。
  - ① 有線電気通信法（昭和28年法律第96号）並びにこれに基づく政令及び省令等
  - ② 大崎市情報セキュリティポリシー（平成18年大崎市訓令甲第17号）
  - ③ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
  - ④ 大崎市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年大崎市条例第第39号）
- (2) 本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議の上、決定するものとする。

契約番号：2025001085

件名：大崎市議会タブレット端末賃貸借

(積算内訳書)

品名	規格等	単位	数量	期間 (月)	単価 (円/ 月)	金額 (円)
初期費用	契約事務手数料	台	30			
	キッティング費用	台	30			
	保護フィルム	台	30			
	諸経費	台	30			
小計						
タブレット端末	賃貸借料	台	30	48		
	回線使用料	台	30	48		
	端末補償	台	30	48		
	MDM利用料(サポート)	台	30	48		
	ユニバーサルサービス料	台	30	48		
	電話リレーサービス料	台	30	48		
	諸経費	台	30	48		
小計						
計						
消費税						
合計						

## 物品調達における同等品による入札の取扱いについて

平成29年11月 9日  
大崎市総務部財政課

市が発注する物品調達の入札(見積合わせを含む。)において、仕様書に参考品を示した上で、同等品による入札も認める場合は、次のように取り扱いますので、ご留意願います。

### 1 同等品の定義

物品調達の入札において、市が仕様書に示す参考品と同程度以上の品質、性能等を有するものとして認める物品をいいます。

### 2 同等品の確認方法

(1) 同等品により入札する場合は、現場説明調書等に示す質問の期限までに、メーカー名、品名、品番を記載した質問・回答書及びカタログの写しを持参又はFAXにより提出し、市の確認を受けてください。

なお「質問・回答書」の様式は大崎市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

大崎市公式ウェブサイト (<http://www.city.osaki.miyagi.jp>)

ホーム → 事業者向け → 入札・契約情報 → 入札・契約関連様式 → 物品調達

入札書など様式(入札書、委任状、質問・回答書、辞退届、見積書)

(2) 既に他の入札予定者が同等品確認の期限までに市の確認を得ている同等品により入札する場合は、自らの同等品確認の手続きを省略して入札することができます。

### 3 積算内訳書の提出

(1) 入札時に提出する積算内訳書は、原則として仕様書に規定する様式を使用してください。

(2) 参考品又は同等品のいずれによる入札であるかを確認するため、積算内訳書の備考欄に、参考品又は同等品の区分とメーカー名、品名、品番を必ず明記してください。

### 4 注意事項

(1) 参考品又は同等品ではない物品により入札し、落札した場合は、その物品の納入は認められませんので、原則として落札価格の範囲内で参考品又は同等品のいずれかを納入していただきます。

(2) (1)の場合で、落札者が参考品又は同等品のいずれも納入することができないときは、その入札を無効として落札決定を取消し、予定価格の範囲内で入札した他の者を落札者とすることがあります。

### 5 適用範囲及び適用日

(1) この取扱いは、物品調達の入札等において、特定の物品を調達する場合及び仕様書に物品の仕様概要のみを定めている場合は適用されません。

(2) この取扱いは、平成29年11月9日以降に入札公告又は指名通知する物品調達の入札(見積合わせを含む。)から適用します。